

新体系サービスの指定申請書類一覧

＜指定申請添付書類一覧＞			特定相談支援 事業者 (総合支援法施行 規則34条の59)	障害児相談支援 (児福則25条の26の 6)	留意事項
1	指定申請書	別紙様式第一号	○	○	特定相談支援事業所と障 害児相談支援事業所は各1 枚ずつ作成してください。
2	指定等に係る記載事項	付表15	○	○	
3	指定障害福祉サービス等の主たる対 象者を特定する理由等	標準様式1	○	○	
4	利用者(入所者)又はその家族からの 苦情を解決するために講ずる措置の 概要	標準様式2	○	○	
5	誓約書	標準様式3	○	○	標準様式3-④及び⑦を確 認してください。
6	従業者の勤務の体制及び勤務形態一 覧表	標準様式4	○	○	
7	事業所の平面図	参考様式1	○	○	
8	管理者・サービス管理(提供)責任者の 経歴書等	参考様式2・参考様式3・参考様式4	○ 相談支援専門員の 職歴を含む。	○ 相談支援専門員の 職歴を含む。	
9	運営規程		○	○	
10	協力医療機関との契約の内容				
11	医療法に規定する医療機関として許可 を受けたことがわかる証明書等				
12	その他指定に関し必要と認める事項		○	○	

※「その他指定に関し必要と認める事項」の例

従業員の資格証明書の写し・主たる対象者特定の理由書・社会保険及び労働保険への加入状況に係る確認票・収支報告書・賃貸借契約書

(別紙)

相談支援専門員の要件となる実務経験等

○ 相談支援専門員の要件となる実務経験者

- ① 第1の期間が通算して3年以上である者
- ② 第2、第3、第5及び第6の期間が通算して5年以上である者
- ③ 第4の期間が通算して10年以上である者
- ④ 第2から第6までの期間が通算して3年以上かつ第7の期間が通算して5年以上である者

※3年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が通算して3年以上であり、かつ当該業務に従事した日数が540日以上

○ 3年以上(540日以上) ○ 5年以上(900日以上) ○ 10年以上(1800日以上)

○ 実務経験となる業務

第1 平成18年10月1日において現にイ又はロに掲げる者が、平成18年9月30日までの間に、相談支援の業務(身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務)その他これに準ずる業務に従事した期間

- イ 障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業の従事者
- ロ 精神障害者地域生活支援センターの従業者

第2 イからロに掲げる者が、相談支援の業務その他これに準ずる業務に従事した期間

- イ 障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業の従事者
- ロ 児童相談所、身体障害者更生相談所、精神障害者地域生活支援センター、知的障害者更生相談所、福祉事務所、保健所、市町村役場その他これらに準ずる施設の従業者
- ハ 身体障害者更生施設、知的障害者更生施設、障害者支援施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設及び更生施設、介護老人保健施設、精神障害者社会復帰施設、指定居宅介護支援事業所その他これらに準ずる施設の従業者
- ニ 保険医療機関の従業者(社会福祉主事任用資格者、ホームヘルパー養成研修2級課程相当の研修の修了者、第7に掲げる資格を有する者、又は第2のイからハに掲げる従事者及び従業者の期間が1年以上の者に該当する者)

第3 イからハに掲げる者であって、社会福祉主事任用資格者等(※1)が、介護等の業務(身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務)に従事した期間

- イ 障害者支援施設、身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者福祉ホーム、身体障害者授産施設、身体障害者福祉センター、精神障害者社会復帰施設、知的障害者デイサービスセンター、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者通所療、知的障害者福祉ホーム、老人福祉施設、介護老人保健施設、療養病床その他これらに準ずる施設の従業者
- ロ 障害福祉サービス事業、老人居宅介護等事業その他これらに準ずる事業の従事者
- ハ 保険医療機関又は保険薬局、訪問看護事業所その他これらに準ずる施設の従業者

第4 第3のイからハに掲げる者であって、社会福祉主事任用資格者等でない者が、介護等の業務に従事した期間

第5 次に掲げる者が、相談支援の業務その他これに準ずる業務に従事した期間

障害者職業センター、障害者雇用支援センター、障害者就業・生活支援センターその他これらに準ずる施設の従業者

第6 盲学校、聾学校及び養護学校その他これらに準ずる機関において、就学相談、教育相談及び進路相談の業務に従事した期間

第7 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士(管理栄養士を含む。)又は精神保健福祉士が、その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間

※1 社会福祉主事任用資格者等

社会福祉主事任用資格を有する者、訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者、児童指導員任用資格者、保育士